

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 池を掃除したときに捕獲した外来生物の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

当社は一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の許可を取得しており、市役所からごみ収集の業務を受託しております。そのような関係で、市から池の掃除をした時に捕獲した外来生物の処分ができないか相談されました。どのようなところに注意したらよろしいですか。

(協会)

生きたままの外来生物を処分するのか、死んだものなのか。

(相談者)

生きたままの状態ですら処分して欲しいとのことである。

(協会)

生きたままの状態ですら、処分を依頼された動物が外来生物なのか、日本古来の固有種の動物なのか貴社で判断できるのか。

(相談者)

当社にはそこを判断できる社員はいないので、図鑑などで判断するしかない。

(協会)

死んでしまっているものの処分であれば、廃棄物になりますが生きたままの状態であれば、外来生物であれ日本古来の固有種であれ、生き物であります。生きているものを殺すということは、別の角度、動物の愛護及び管理に関する法律から見ると、法に抵触する可能性があると思われますので注意しなければなりません。

従って、死んだ状態の物であれば、一般廃棄物になりますので市の処理施設に運んで処理することになりますが、生きたままの状態ですと、専門家にきちんと見てもらい本当に外来生物なのかきちんと確認して、処分しなければなりません。外来生物につきましては、栃木県では、環境森林事務所が所管していますので、外来生物か否かについて、相談すると良いと思います。

外来生物なのか日本古来の固有種なのかの判断は、市に判断してもらうか、死んでいるものの処理を受託したほうが良いと思います。

## 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。